

仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理役務 (収集運搬・処分)	NAM-Y600001	
	作 成	令和 元年 6月 24日
	変 更	—
	作成部隊等名	北海道補給処安平弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処安平弾薬支処から発生した産業廃棄物の処理役務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

本役務は、本仕様書及び調達要領指定書による。

2.2 収集及び運搬

- 必要な人員及び資器材等は、契約相手方が用意するものとする。
- 廃棄物の安平弾薬支処からの搬出期限は納期の1週間前までとし、収集実施可能時間は平日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時15分から午後5時までの間とする。

2.3 処置

- 契約相手方は、廃棄物の原形をとどめないように切断・破砕又は溶解（以下、“切断等”という。）の処置を行うものとする。（ウレタン、発泡スチロールを除く。）
- 契約相手方は、前項の切断等の実施状況が確認できる写真を廃棄物各品目別に撮影し、最終処分終了後1か月以内に官側へ提出するものとする。

2.4 監督・検査

- 官側は、契約相手方が行う切断等の実施状況に随時立会うものとし、不具合がある場合は契約相手方に対して是正処置を要求する事が出来る。
- 契約相手方は、最終処分終了後速やかにマニフェストを官側へ提出するものとする。

3 秘密保全

- この契約に関連して、業務上知り得た要求元に係る事項を第三者に漏らしてはならない。
- 契約相手方は、2.3で撮影した写真及び画像データ等を第三者に開示してはならない。

4 その他

- a) この仕様書についての疑義は、すべて分任契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 契約締結後速やかに収集実施日を調整し、決定するものとする。
- c) 廃棄物の受け渡しは、官側が準備する受領書により行う。

調達要領指定書	発簡番号	補-4
	調達要求番号	3MEA1CP6016
	調達要求年月日	令和5年11月29日
	作成部科	補給科
	作成年月日	令和5年11月29日
品名	産業廃棄物処理役務（収集運搬・処分）	
仕様書番号	NAM-Y600001	
<p>指定事項：産業廃棄物の内容は別紙の通りとする。</p>		

産業廃棄物の内容

種 類 (品名)	数量 (EA)	容積/個 (m ³)	重量/個 (kg)	総容積 (m ³)	総重量 (kg)
廃プラスチック類 (混合物A)	112	0.0006	0.2	0.07	22.4
廃プラスチック類 (混合物B)	126	0.0015	0.5	0.19	63.0
廃プラスチック類 (混合物C)	3	0.002	0.7	0.01	2.1
廃プラスチック類 (混合物D)	54	0.0017	0.6	0.10	32.4
廃プラスチック類 (混合物E)	454	0.0010	0.2	0.46	90.8
廃プラスチック類 (混合物F)	54	0.0050	1.0	0.27	54.0
廃プラスチック類 (混合物G)	10	0.0072	1.4	0.08	14.0
廃プラスチック類 (混合物H)	162	0.027	4.0	4.30	648.0
廃プラスチック類 (混合物I)	417	0.0010	0.4	0.42	166.8
廃プラスチック類 (発泡スチロール)				35.1	450.0

種 類 等	総容積 (m ³)	総重量 (kg)
廃プラスチック類 (混合物)	5.9	1,093.5
廃プラスチック類 (発泡スチロール)	35.1	450.0
合 計	41.0	1,543.5